

災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定について

本市では、地域防災計画に基づき、災害発生時における物流の停滞又は混乱を予想し、平常時から生活必需物資を備蓄するほか、関係者と生活必需物資を緊急に調達する措置の取組を進めています。

今回、本市と株式会社ローソンにおいて協議が整い、災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定を締結しましたのでお知らせします。

本協定は、大規模災害時に大量の生活必需物資が必要となることを想定し、大型小売事業者と締結することにより、食料、衣料等生活必需物資の供給の安定化を図るものです。

1 協定先

株式会社ローソン(東京都品川区大崎 1 1 2)

代表取締役 玉塚 元一 氏

2 協定名

災害時における生活必需物資供給等の協力に関する協定

3 目的

災害時において本市と(株)ローソンが相互に協力して、市民生活の早期安定を図るため、生活必需物資の供給に努める。

4 主な内容

地震、風水害等の災害時において、本市の要請に基づき(株)ローソンが食料品、飲料水及び日用品その他を有償で調達及び配送を行う。

5 協定期間

協定期間は 1 年間とし、期間満了の 1 か月前までに本市と(株)ローソンのいずれかより解除の申出がない場合は、引き続き継続する。

(参考)

・本市のこれまでの協定状況

災害時の物資供給に関する協定を 16 団体と締結

相模原商工会議所、相模原市生活協同組合運営協議会、相模原市商店連合会、
(株)エコープ関東、津久井郡農業協同組合、城山商工会、津久井商工会、
相模湖商工会、藤野商工会、(株)クリエイトエス・ディ、(株)ファミリーマート、
(株)スーパーアルプス、神奈川県牛乳流通改善協会、神奈川倉庫協会、(株)カインズ、
マックスバリュ東海(株) 平成 28 年 8 月現在

問合せ先：商業観光課

電話：042 - 769 - 9255